

令和5年8月10日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 松枝 千鶴 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 山本 晃正

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより令和3年10月2日発効の鹿児島県最低賃金（時間額821円）は令和3年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 川口 俊一 松枝 千鶴 山本 晃正

労働者代表委員 白石 裕治 日高 実禎 真下 浩一

使用者代表委員 岩重 昌勝 瀬平 秀人 濱上 剛一郎

鹿児島県最低賃金

1 適用する地域

鹿児島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 897円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 鹿児島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 821 円
- (3) 発 効 日 令和3年10月2日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和3年度

- (3) 生活保護費（令和3年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の鹿児島県内
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（90,860円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額^(註)と上記2の（3）に掲げる
金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなか
った。

(註)1箇月換算額

821円（鹿児島県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）=116,435円